

大治町公共汚水ます等設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共汚水ます等の設置に関し必要な事項を定めることにより、排水設備の整備促進及び円滑な維持管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「公共汚水ます等」とは、公共下水道の汚水管（以下「公共下水道」という。）に接続する取付管及び宅地（田・畑等を含む。）内に設置するますであって、汚水を公共下水道に適切な状態で排水する機能を有するものをいう。

(設置場所)

第3条 公共汚水ます等の設置場所は、公道等の境界から1メートル以内とする。ただし、石積、塀等の障害物により設置が著しく困難な場合は、当該障害物を避けた位置とすることができる。

(設置個数)

第4条 公共汚水ます等の設置個数は、利用状況に基づいた1敷地につき1個とする。ただし、敷地面積（公簿面積をいう。）が500平方メートルを超え、かつ、町長が必要と認める場合については、この限りでない。

(設置の申請)

第5条 前2条の規定により公共汚水ます等を設置しようとする者（以下「申請者」という。）は、公共汚水ます等設置申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 他人の土地に公共汚水ます等を設置しなければ汚水を公共下水道に排水することが困難な者は、公共汚水ます等設置承諾書（様式第2号）を前項の申請書に添付するものとする。

3 町長は、前2項の規定による申請があったときは、速やかに内容等を審査し、設置の可否及び費用負担の別等を決定し、公共汚水ます等設置決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(増設又は移設)

第6条 公共汚水ます等の増設又は移設は、次に掲げるものを除き、原則として認めない。

(1) 分筆による譲渡又は借地権等の設定により、必要に応じ第4条に規定する設置個数（以下「規定個数」という。）まで増設するもの

- (2) 土地の利用状況の変更等により、必要に応じ規定個数まで増設するもの
- (3) 規定個数で汚水を集約することが困難と町長が認めるもので、必要最小限度で増設するもの
- (4) 建築物等の新築又は増改築に伴い、汚水を既設の公共汚水ます等に接続することが困難なもので、必要に応じ増設又は移設するもの
(増設又は移設の申請)

第7条 公共汚水ます等を増設又は移設しようとする者（以下「増設等申請者」という。）は、公共汚水ます等増設・移設申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 町長は、前2項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、増設又は移設の可否及び費用負担の別等を決定し、公共汚水ます等増設・移設決定通知書（様式第5号）により増設等申請者に通知するものとする。

(費用負担)

第8条 公共汚水ます等の設置、増設及び移設に要する費用負担は、次に定めるところによる。

- (1) 第4条又は第6条第1号若しくは第2号の規定による設置又は増設に要する費用は、町の負担とする。
- (2) 第6条第3号又は第4号の規定による増設又は移設に要する費用は、自己負担とする。
- (3) 公共下水道管布設工事を施行する際に第5条に規定する申請を要請した場合において、町長が指定した期日までに正当な理由なく申請書を提出しなかった者は、公共汚水ます等の設置に要する費用を自己負担するものとする。

(所有権の帰属)

第9条 公共汚水ます等の所有権は、町に帰属し、当該土地の使用期間はこれらの施設の存続期間とし、かつ、使用料は無料とする。

(管理)

第10条 公共汚水ます等の管理は、町が行うものとする。

(損害賠償)

第11条 公共汚水ます等を使用する者（以下「使用者」という。）は、公共汚水ます等の施設をき損し、又は滅失したときは、町長が定める額を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除す

ることができる。

(使用者の責務)

第 12 条 使用者は、清掃等を行い、公共汚水ます等を清潔に維持するよう努めなければならない。

2 使用者は、公共汚水ます等の点検、補修、取替え等に支障をきたすような工作物を設け、又は物件を置いてはならない。

3 使用者は、排水設備の接続費、補修費、改築費、移設費及びその他一切の費用を自己負担しなければならない。

(規格及び構造)

第 13 条 公共汚水ます等の規格及び構造は、町の定める基準による。ただし、立地条件等により施工が困難な場合は、特殊なものとすることができる。

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する